

高齢者補聴器購入助成事業

# 補聴器の 購入費を助成します

上限 **30,000** 円



令和7年6月1日以降の購入が対象です

以下の要件を  
全て満たしている方

- ① 満65歳以上で市原市内に住所を有し、居住されていること
- ② 市民税非課税世帯であること
- ③ 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること
- ④ 聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていないこと  
※申請中の方も対象外

下記の費用について

**30,000**円を上限に助成  
(1回限り)

医療機器認定を取得した  
補聴器本体の購入費用

※補聴器に付属する電池、充電器、  
イヤーマールド含む

下記の費用は対象外です

- ✓ 保守料、検査料、診察料、  
文書料、送料など本体以外  
の費用
- ✓ 集音器など、補聴器以外  
の購入費用

# 手続きの流れ

## 市に相談する

高齢者支援課にご相談ください

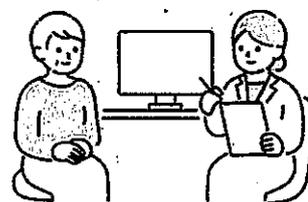
※聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方は  
障がい者支援課までお問い合わせください。



## 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師の証明書  
(市指定様式)の交付を受けてください。

※証明書等の作成料は自己負担となります。



## 補聴器を購入する

聞こえは一人ひとり違い、補聴器はそれぞれの状況に合わせて調整(フィッティング)する必要があります。しっかりと相談・対応してくれる補聴器の専門店などで購入しましょう。



【参考】「補聴器を購入する前に」一般社団法人 日本補聴器販売店協会

## 市に申請する(以下の書類をご提出ください)

- 申請書(補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に申請が必要です)
- 医師の証明書(市指定の様式)
- 購入した補聴器の領収書等
- カタログ、取扱説明書等(医療機器認定された補聴器であることがわかる書類)
- 市民税が非課税世帯であることを証する書類(必要な方のみ)
- 健康状態等に関するアンケート調査の回答(申請時と申請後に必要です)

## 助成金が振り込まれる

審査後、決定通知書を送付します。

その後、1カ月から2カ月程度で、ご指定の口座にお振り込みします。